

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のおとり、給料月額の引下げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均△588円（△0.14％）

給料 △499円

はね返り △ 89円

※1 I類初任給までの号給等については、人材確保等の観点から引下げを行わない。

※2 医療職給料表（一）については、医師の処遇を確保する観点から改定を行わない。

2 諸手当の改定

(1) 住居手当制度の改正

ア 内容

住居手当の支給対象を次のとおり改めるとともに、扶養親族の有無に応じた手当額の区分を廃止し、職員の年齢に応じて手当額を加算する措置を講ずる。

現 行		改 正 案		
支 給 対 象	支 給 月 額	支 給 対 象	支 給 月 額	
世帯主である職員	扶養親族あり	世帯主である職員のうち、自ら居住するための住宅（職員寮等を除く。）を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っているもの	8,300円	
	扶養親族なし		加 算 額	
			27歳以下	+18,700円 (27,000円)
			28歳以上 32歳以下	+9,300円 (17,600円)
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が現に居住する住居に同居するときに世帯主となるもの	扶養親族あり	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が現に居住する住宅に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っているもの	4,100円	
	扶養親族なし		加 算 額	
			27歳以下	+9,400円 (13,500円)
			28歳以上 32歳以下	+4,700円 (8,800円)

イ 経過措置

従前の住居手当の支給を受けていた者で住居手当制度の改正により支給対象とならなくなるものについて、次のとおり経過措置を設ける。

期 間	支 給 月 額	
	世帯主等	単身赴任手当受給者
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円	3,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円	2,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円	1,000円

(2) 平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置

本年4月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成26年3月に支給する期末手当の額について、本年4月から12月までに支払われる給料等の合計額に公民較差率（△0.14％）を乗じた額と本年6月及び12月に支払われる期末手当及び勤勉手当の合計額に公民較差率を乗じた額とを合算した額を減ずる措置を講ずる。

※ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。

(3) 災害派遣手当の改定

大規模災害からの復興に関する法律の制定（25.6.21 公布、25.8.20 施行）に伴い、災害派遣手当に含まれる手当に、復興計画の作成等のため自己の住所又は居所を離れて派遣された職員に対して支給する災害派遣手当を加える。

3 施行期日

平成26年1月1日。ただし、2の(1)については同年4月1日から、2の(3)については公布の日から施行する。